

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第1回歴史的風土の保存・継承小委員会

平成19年7月4日（水）

**【事務局】** それでは、大変長らくお待たせをいたしました。

本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第1回歴史的風土の保存・継承小委員会を開催させていただきます。

本日、事務局を務めさせていただきます国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長を務めております舟引と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、本歴史的風土の保存・継承小委員会の設置につきましてご報告申し上げます。去る5月11日に開催されました第11回の歴史的風土部会におきまして、歴史的風土の保存・継承小委員会の設置が了承されたところでございます。本委員会の設置に伴いまして、本日付で辞令が発行されております。まことに勝手ながらお手元にお配りさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、本日初めての委員会でございますので、冒頭に、私どもの中島都市・地域整備局長から皆様にごあいさつをさせていただきます。

**【都市・地域整備局長】** 都市・地域整備局長の中島と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

大変お忙しい中、また、ご遠方からもご出席賜りまして、まことにありがとうございます。この委員会は、諮問としては平成15年の4月に、後ほど説明があると思いますが、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」という、大津の指定と、古都全体のあり方という諮問をいただきまして、それを受けてずっといろいろなことをやってきました。大津は一応けりをつけていただきましたが、その後、私どもの問題意識としては、そういう古都法の古都に当たるようなことは、もう少し概念としてあってもいいのではないかとございまして。さらに言えば、その古都法の古都、いわゆる、我が国往時の政治的中心ではなかったけれども、であったというにはいろいろ議論があるけれども、そういう地域に残された歴史的な資産とか文化とか、地域の方が大事にしておられるものがたくさんあるので、それをどう保存し、残していく

かということについてももう少し考えてみたいという意識でございます。

もう少し広く言えば、まちづくりとか都市計画というものが、戦後、人口が都市に集中する中で、やれ道路もない、下水もない、公園もないということで、いろいろなものを一生懸命つくることをずっとやってきましたが、大体、それがピークアウトといえますか、先が見えてきましたので、ここで落ち着いて都市化とか、そういう秩序ある市街地の整備、良好な環境をつくるという旗以外の旗をもう1本立てて仕事をするとしたらどんな旗が立つのか、まあそんな意識でございまして、その基本的な旗の一つとして、そういう歴史・文化を踏まえたまちづくりみたいなことがあるのではないかという気がしております。その辺のご議論をいろいろいただければということでもあります。

何年もかけて熟成させていきたいと思っておりますけれども、文化庁のほうでも、文化財の保存と、文化財だけではなくて、その周辺の保存というようなことを随分議論されておまして、文化庁とも相談しながら、いい仕組みができればと思っております。

大変厚かましいんですが、予算要求とかも迫っておりますので、できれば来年にその第一歩を踏み出せるようなことを、年内に、何か中間的にでもまとめていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**【事務局】** 続きまして、ご出席いただきました委員の皆様をご紹介させていただきます。

上村多恵子委員でございます。

越澤明委員でございます。

櫻井敬子委員でございます。

進士五十八臨時委員でございます。

野村興兒臨時委員でございます。

川嶋辰彦専門委員でございます。

竹内誠専門委員でございます。

益田兼房専門委員でございます。

なお、マリ・クリスティーヌ委員におかれましては、若干遅れてご出席になるというご連絡が入っております。また、高橋進臨時委員、陣内秀信専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席とのことでございます。

次に、配付資料の確認をいたしたいと思いますが、お手元の資料の、1枚めくっていただきますと、配付資料一覧というペーパーがございます。資料につきましては、1から7

までございまして、そのうち資料6については、枝番で6-1、6-2とに分かれてございます。また、資料の7につきましても、枝番で、これは1から6までに分かれてございます。また、そのほか、下にございます参考資料が1から4までございます。それぞれご確認いただきまして、過不足等がございましたらお申し付けいただければと思います。

それでは、引き続き議事に進みたいと思います。ご発言していただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただき、ご発言の終了後はスイッチをオフにさせていただきようお願い申し上げたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、本委員会におきます議事の運営についてでございます。社会資本整備審議会の小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成させていただきました。資料の3とついているものでございます。ごらんいただきたいと思います。資料3の歴史的風土の保存・継承小委員会の議事運営について（案）というペーパーでございます。読み上げさせていただきます。

#### 歴史的風土の保存・継承小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

#### 記

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. 小委員会は、委員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
6. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上でございます。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

特段、ご意見がなければ、議事運営についてご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、ご異議がないようでございますので、本委員会の運営につきましては、案のとおり取り扱ってまいりたいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

では、早速でございますけれども、本日ご出席いただきました委員、臨時委員及び専門

委員は、現在、11名中8名でございます、ただいまご承認いただきました議事運営の5に定めます定足数を満たしておりますことを、まずご報告申し上げます。

引き続き、委員長の選出に移りたいと思います。議事運営第1によりますと、委員長は委員の互選により選出することとなっておりますが、事務局のほうからご提案を申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。事務局のほうのお願いでございますけれども、歴史的風土部会の部会長でいらっしゃいます越澤委員が、委員長としてご適任ではないかと思っておりますので、その旨提案させていただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、皆様ご異議がないようでございますので、越澤委員に委員長をお願いしたいと思います。越澤委員、委員長席にお移りをお願いいたします。

**【委員長】** では、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほど、局長のごあいさつがございましたが、2年前の諮問事項に対して、一応、今回の小委員会である程度結論を出してほしいということのようでございます。本日の参考資料の3に、約1年前になりますが、一度小委員会を開きまして、いろいろな形で議論をさせていただきました。今回の小委員会に引き続きご参画いただいている委員の方もいらっしゃいますし、今回新たにご参画いただいて、また新たないろいろお知恵を拝借したいということだろうと思っておりますので、いろいろ活発な議論をさせていただきまして、できる限り実りの多い結論が出ればと思っておりますので、ぜひよろしく願い申し上げます。

では、以後、ちょっと座らせていただきたいと思います。

**【事務局】** ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行は委員長のほうをお願いしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

**【委員長】** それでは、お手元に議事次第がございますが、早速でございますが、(2)の前半の委員長互選が終わりましたので、続いて、委員長代理の指名ということが必要になります。議事運営第3に基づきまして、委員長代理の指名をさせていただきたいと思っております。今回の小委員会は、古都保存法に基づく政令都市の指定基準の見直しなど、法律制度にかかわる内容を中心にご審議いただくこととなりますので、委員長代理としましては、法律制度にご造詣の深い櫻井委員をお願いしたいと思っております。よろしく願いいた

します。

では、次に、審議に入ります前に、議事の公開について皆様にご了解いただく必要がございます。資料4でございますが、歴史的風土の保存・継承小委員会の議事の公開について（案）がございますので、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、資料の4をごらんください。読み上げさせていただきます。

歴史的風土の保存・継承小委員会の議事の公開について（案）

歴史的風土の保存・継承小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録については、内容について委員の確認を得たあと、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとする。

以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ただいまご説明がございましたが、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

特段ないようでしたら、今回、このようにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

第1回ですと、入り口の議論が多いもので、大変申しわけないんですが、順にということでもよろしく願いしたいと思います。

では、ご異議がないようですので、本委員会の議事の公開につきましては、案のとおり取り扱ってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本題でございますが、審議に入りたいと思います。委員の皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、今回の審議のこれまでの経過、今後の進め方等、スケジュールについて、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【事務局】** まず、これまでの審議経過につきまして、資料5でご説明させていただきます。資料5をお開き願います。冒頭から説明がございましたように、この小委員会は、社会資本整備審議会の歴史的風土部会に属してございます。この部会は、平成13年の省庁再編で国土交通省になってから今の形になったわけでございますが、この前身にあたります歴史的風土審議会という総理府所管の審議会がございまして、このとき、平成10年に、この資料の一番上でございますが、新たな古都の指定について検討すべき旨を意見具申しておりまして、全体の流れはそこからずっと来てございます。それを受けまして、平

成15年に、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」について諮問がございまして、まずは平成16年にかけて、表の左側でございますが、大津市の古都指定について審議がなされまして、大津市が全国で10番目の古都に指定されてございます。

続いて右下のほうでございますが、平成17年から18年にかけて、大津市の追加指定以外の事項について検討がなされまして、昨年6月に、「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」が歴史的風土部会で了承されました。資料は3ページのほうをめくっていただきます。そこに、古都保存行政の理念の全国展開小委員会の報告の概要というのが、1枚でお示しさせていただいてございますけれども、詳細の説明は時間の都合で省きますが、古都以外の都市においても、歴史的な風土を生かしたまちづくりを進めるべきことを基調とした政策の方向性が示されたところでございます。

もう1枚めくって、4ページでございます。さらに古都保存法及びその概念を模式的に整理した図でございます。上段にお示ししております理念は、古都保存法、これは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法というふうに正確には申しますが、法律の第1条、目的に規定されているように、歴史的風土の保存が、国土愛の高揚と文化の向上発展に寄与するというふうにされてございます。また、その特色と意義といたしましては、具体的な政策手法として、1から3に挙げるような3点がございます。

これまで、この法律に基づいて、古都における歴史的風土の保存を図ってまいったわけでございますが、下の図にございますように、平成10年の意見具申におきましては、我が国固有の文化的資産を、まず古都保存法というのは、それを法律に位置づけて歴史的風土の保存を図るということで、この下の図の左側にお示ししておりますが、その右側に示すように、古都同様に保存・継承が図られるべき国民共有の資産である歴史的・文化的資産について、いかに保存、活用を図るべきかが現在の課題認識でございます。

次の5ページでございますが、このことに関連いたしまして、上の段、社会資本整備審議会都市計画部会に属する公園緑地小委員会が、今年の6月に報告を出しておりますが、その概要のうちの中ほどの下のほうに赤字で示しておりますけれども、歴史的・文化的資源等の活用について、やはり指摘がされてございます。また、その下の段の文化審議会におきましても、これは現在、途中でございますけれども、文化財周辺環境の保護の観点から、一体的な保護・整備について、現在検討がなされているところでございます。

こういった流れの中での、今回の小委員会の検討ということになってございます。

続きまして、審議の進め方について、資料6-1でご説明申し上げます。まず、上の段の審議の進め方（案）でございますけれども、まず、古都保存行政における国の果たすべき役割にかんがみまして、国として保存・継承すべき歴史的な風土を有する都市とはどのような都市であるのか検討を進めるのが1点目でございます。

続きまして、現在、古都に指定されていない都市における歴史的風土の保存・継承を図るにあたりまして、2つの視点について検討する必要があると考えてございます。その1つ目が、2点目でございますけれども、古都保存法の趣旨に照らしまして、現在、古都に指定されていない都市の中には、新たに古都に指定して、古都保存法を適用して歴史的風土の保存を図るべきものがあるのではないかとという視点から、現行の指定基準を明確化するものでございます。

もう一つは、3点目でございます。古都保存法の適用以外の方法により、歴史的な風土の保存・継承を図ることが必要な都市について、その実現のための法制度や、事業のあり方について検討するものでございます。

なお、その下に「※」で注釈をつけてございますが、当小委員会では、幾つかの都市のケーススタディにより検討を進めてまいりますけれども、個別の都市について政令指定の可否をその場で決定するものではないということを、あらかじめ念頭に置いていただきますようお願いいたします。

その下のところ、想定される議論の視点でございますけれども、これは、大変僭越でございますが、事務局で、今回の小委員会で想定されます議論の視点を6点ほど挙げさせていただいております。これにつきましては、これ以外にも重要な視点がございますし、この範囲だけで議論をお願いすることではございませんので、今後、小委員会を進めるにあたりましては、幅広いご議論をお願いしたいというふうに考えてございます。

続きまして、スケジュール関係について、次の資料6-2でご説明申し上げます。ごらんいただきますとおり、現在、第1回小委員会、これは上から2段目、きょうの日付が入っておりますけれども、以降、5回程度、月に1回程度の頻度で開催したいと考えてございます。また、ケーススタディを行う都市に実際に出向いて現地をご視察の上ご議論いただくことも、必要があれば実施していきたいと考えてございます。ご議論の結果は小委員会報告にまとめさせていただきます。年内を目途に、歴史的風土部会に報告する予定でございます。歴史的風土部会では、当小委員会の報告を議決することで、平成15年の諮問に対する答申とすることを予定してございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いしたいと思います。

【A委員】 単純な質問なんですが、この審議の進め方で、わざわざ注意書きがあつて、個別の都市について、政令都市の指定の可否を決定するものではないというふうに書いてあるんですけども、それは結構なんですが、具体的には現地視察をしたりとか、特定の都市を念頭に置きながら議論するということが、多分具体的な議論の中では出てくると思うんですけども、そこら辺の兼ね合いといいますか、どういうイメージでおっしゃっているのか。もちろん、形式としては指定しないのはよくわかっているんですけども、そのあたり、ある種のリストみたいなものはあるんですか、検討対象になるようなところを、ちょっと教えていただきたいんですけども。

【事務局】 実際に、その具体的な指定基準を検討するにあたっては、ある程度候補となる都市というのは念頭に置くことになります。ただ、実際にその都市を指定するのは、改めて手続が必要でございますので、ここで完全に結論を出すという形にはしないというふうにご理解いただきたいと思います。

【委員長】 ほかにご意見とかご質問、ございますか。

よろしゅうございますか。では、実は、資料7-3に幾つか事例が出ていまして、そういう説明も後であると思いますので、一応、こういう資料6-1のような進め方の論点ということで、これはあくまでも想定で、我々が議論しやすいようにという意味ですので、当然ながら、これ以外の論点も今後出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、スケジュールにつきましては、来年度の施策展開という国のお考えもあるようですので、我々もなるべくこれに協力して、年内、多少頻度が多い開催でございますが、また事務局もいろいろ、日程調整含めて大変だと思いますが、ぜひ委員と事務局、それぞれ協力して、年内にまとまるようにということでいきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では、早速でございますが、議事に入りたいと思います。本日は、第1回目でございますので、事務局からまず資料の説明を全般的にいただいた後、幅広く、先ほどの議論の視点というのは、一応あることはあるんですけども、これにとらわれずに、自由に幅広く議論を

いただければと思っておりますので、基本的には、きょうはフリートーキングということ  
でよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、事務局からご説明、お願ひします。大体どのぐらいでしょうか、時間は。

【事務局】 大体30分ぐらい、よろしいでしょうか。

【委員長】 では、30分を超えないようにということで、よろしくお願ひしたいと思  
ひます。

【事務局】 それでは、資料7のほうが今日のご議論の本体でございますので、それに  
沿って説明をしてみますが、その前に、今日初めてご出席された方もいらっしゃいま  
すので、参考資料の1を使いまして、古都保存法について、簡単で恐縮でございますが、  
そのアウトラインだけ先にご紹介させていただきます。

後ろのほうについてございますけれども、参考資料の1をちょっとご用意をお願ひいた  
します。

これはパワーポイントの資料で、2枚組でコピーしてございますが、右下のほうにペー  
ジ番号の数字が書いてございます。その、右下に1と書いてある最初のページでございま  
す。古都保存法と申しますのは、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の略  
称でございまして、それまで良好に保存されていた京都、奈良、鎌倉の歴史的風土を、高  
度経済成長を背景とした開発圧力から守ろうと、昭和41年に議員立法で制定された法律  
でございます。

2ページ以降、法律制定の経緯がございまして、ここはまた適宜ごらんいただき  
たいと思ひます。

少し飛んでいただきまして、申しわけございませぬ、右下に7と書いてあるページをお  
開き願ひたいと思ひます。タイトルが、上、3. 古都保存法による定義というふうに書い  
ているページでございます。法律に規定されています古都、古都という言葉、何度も出て  
きておりますが、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町  
村で、法律や政令で指定されているものでございます。さらに、その下にあります歴史的  
風土というものでございますが、これは、わが国の歴史的な建造物や遺跡等と、それら  
を取り巻く樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況  
をいうものでございます。

その下に歴史的風土の概念図がございまして、これは鎌倉をイメージしたものでござい  
ますけれども、左のほうの視点場に立って、その歴史的建造物等を眺めると、その背後

の自然的環境と一体となって古都の雰囲気というものを醸し出していると、こういった状態のことを歴史的風土と概念的に規定されてございます。

その下、下段でございます。古都保存法の仕組みと書いてございますが、この歴史的風土の保存につきましては、国による歴史的風土保存区域の指定、歴史的風土保存計画の策定、また、その区域のうち、枢要な土地については、地方公共団体による都市計画、歴史的風土特別保存地区の指定による組み合わせで、基本的には、行為の規制、開発の規制によりまして、その歴史的風土の保存を図っているところでございます。

具体的な各都市のイメージがその次のページから載ってございますが、これも、恐縮でございますが、ちょっと飛ばさせていただきまして、右下に13と書いてある13ページのほうにお進みいただきたいと思います。下の段に5と書いてございまして、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の決定状況という表がございまして、区域の決定状況はごらんのおりでございまして、都市の数にして10都市、保存区域の地区数は合計32地区、2万2,487ヘクタール、その他、表のように決定されてございます。

その他、詳細につきましては、適宜この参考資料をごらんいただきますようお願い申し上げます。資料の7のほうに移らせていただきます。本体の、資料7のほうにお戻りをお願いいたします。資料7-1でございます。先ほどご説明いたしました古都の法律上の定義を受けまして、法律が制定されました昭和41年、第2回歴史的風土審議会において、法律に直接規定された京都市、奈良市、鎌倉市以外の政令に指定する都市を定めるための基準について整理がなされております。資料7-1、1ページの一番下の囲ったところに、政令都市の指定基準というのがございまして、これがその整理されたものでございます。それによりまして、要件が第一から第三までございまして、第一要件は、古都であるための要件として、我が国往時の政治、文化の中心とはどういうものかについて解説をしております。それから、その次の第二要件は、歴史的風土のありようを解説してございまして、政治文化の中心であっても、歴史的風土が存在しなければ古都保存法の対象たり得ないということを示してございます。それから、第三要件は、開発行為が顕著であるなどの開発圧力によって、歴史的風土が侵犯されるおそれがあることが、法律の適用を必要とするということを示してございます。古都保存法が成立したころの古都の実態を反映しているかというふうにご覧いただけます。

続いて、2ページでございます。その後、この基準については、見直しが行われたことがなかったわけでございますけれども、平成10年の歴史的風土審議会の意見具申の中で

は、特に先ほどお示しした中の第三要件に関しまして、現在は、開発により歴史的風土が失われるおそれもなくとも、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点から、新たな古都指定について引き続き検討する必要があると指摘をしてございまして、審議会のアウトプットとして明確に基準の見直しが行われたところでございます。

その後でございますが、その下に、古都指定の経緯というのがありまして、政令では、2つの都市が追加指定されております。このうち、逗子市と大津市の2つでございますけれども、逗子市は、鎌倉市の歴史的風土保存区域の見直しにあたりまして、一体的に指定する必要があるとして指定されたものでございますので、いわば特殊要因かというふうに考えてございます。その下の大津市でございますけれども、大津市は当初から政令都市指定の議論があったわけでございますが、史実に基づく文化的資産である近江大津京が、当時、発掘調査が進んでおりませんで、十分に確認できないという理由で、それまで指定されていなかったものでございますけれども、発掘調査が昭和40年代から50年代にかけて進みまして、その後、指定の検討がなされた過程では、近江大津京の5年という期間は、指定基準に照らすと長いとはいえませんが、比叡山東麓の延暦寺や園城寺など、鎌倉時代に匹敵する仏教文化が栄えたことを理由といたしまして、また、比叡山の東斜面の自然的環境につきましては、ほぼ全面的に風致地区が指定されるなど、開発規制措置はあったものの、やはり、意見具申の趣旨を反映いたしまして、開発の未然防止という観点から、それも考慮して、平成15年に指定されたものでございます。

次に、それ以外の都市も含めました各都市の指定基準への適合状況が参考で載せてございますが、これについては詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、資料7-2のほうにお移り願います。資料7-2は、古都の指定及び指定基準に関するこれまでの検討経緯でございます。昭和41年当初に政令で指定された5都市、斑鳩町、天理市、桜井市、橿原市、明日香村以外の都市につきましても、指定基準に照らしまして、さまざまな角度からこれまで検討がなされております。資料では、その指定基準を内容ごとに区切りまして、それぞれの観点から都市の指定の可否について検討された事項を整理させていただいてございます。

1ページ目は、第一要件に関する事項でございます。小さく①と②で波線が引いてございますが、その①については、検討対象都市が長期にわたって、または全国的に政治の中心であったかどうかについて、その下に表がございまして、吉野町、太宰府市、大津市の3つが入ってございますが、それぞれ、その観点から議論された、あるいは専門委

員会などで検討された事項について整理がなされてございます。個別の説明は省略させていただきます。その下に、②というのがございますけれども、この②というのは、その都市の有する文化的価値について議論なり整理がなされたものでございます。

次の2ページでございます。2ページは、第二要件にかかるものでございまして、③と④が波線で引いてございます。第二要件の③につきましては、その史実に基づいた文化的資産を、文化財の指定によって認める運用がなされていたことがわかります。太宰府市につきましては、その指定をめぐって、その史跡の区域指定についての状況が報告、あるいは検討されてございます。

それから、④でございますけれども、歴史的風土を形成する自然的環境が、ほんとうに残っているかどうかについて、京都の向日市、それから大阪市、横浜市などで検討がなされているものでございます。

それから、その次、3ページでございます。第三要件でございますが、これについても、波線で⑤と⑥が引いてございますが、その⑤につきましては、開発圧力の有無や、ある程度開発が進んだ地域において、歴史的風土保存の措置が有効かどうか検討されているところでございます。ここでも4つの都市などが議論されていまして、下の表にあるように、開発圧力があるかどうか、あるいは時機を逸しているかどうかなどについて議論がなされております。

それから、その下、⑥でございますが、国立公園とか風致地区の指定などによって、古都保存法適用の必要がさらにあるかどうかについて議論がなされたところでございまして、その下に吉野と宇治について、その議論の結果が示されてございます。

その下、その他とございますが、これは、先ほどの逗子市のように、隣接する都市と一体として取り扱うべきかどうかについて、京都の宇治市が議論された経緯が書いてございます。

次に、4ページにお進みます。4ページでは、平成15年の大津市の古都指定の可否を議論した際の過程を記してございます。その際には、平成10年の意見具申によりまして、開発圧力との関係については整理済みと認識されておりました、長期とは必ずしも言えなかった近江大津京の基準上の解釈について多くの議論がなされております。その検討の結果、大津市につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、時代を代表する文化の中心地として認められまして、現行の指定基準の枠内で指定されたという経緯がございます。このときには、この長期についてはいろいろ議論がありまして、解釈を

変更するべきではないか、あるいは修正するべきではないかという意見があったわけですが、やはり、結果的に5年という期間は短かったというような判断がなされたという経緯がございます。

次に、資料7-3に移らせていただきます。今回の小委員会でご検討願っております、国として保存・継承すべき歴史的風土の範囲についてでございます。これは資料7-1、7-2でご説明いたしました既存制度と古都指定の検討経緯から、各要件について見直しを行う上での論点を、この1ページに改めてまとめてございます。第一要件、第二要件、第三要件と、3つ整理してございますが、第一要件につきましては、修正または解釈の明確化によりまして、従来よりも、その古都の範囲を広げるかどうか、あるいは従来どおりの解釈でいくかどうか、その辺のところについて、論点になろうかというふうに考えてございます。それから、その次の第二要件でございますが、これについては、この制度の対象である歴史的風土そのものの要件を示すものでございますので、緩和できないのではないかとこのように考えてございますが、改めて、この要件に該当しない都市について、別途、国として講ずべき措置があるのではないかとこのようにございまして。

それから、第三要件の開発圧力に関する点でございますが、これは、意見具申を受けまして、どのような見直しを行うべきかが論点になると考えてございます。

次の、2ページでございます。ちょっと横長に広がっております年表でございますけれども、これまで指定されました古都の根拠となる政治または文化の中心であった時代、第一要件に関する件でございますが、それについてこの年表に改めて整理させていただいてございます。各時代、左から右に向かって流れておりまして、それぞれの観点で政治文化の中心、あるいは政治・社会の動きなどなど、順番にその当時の時代背景を記してございます。実際に、現在指定されております10都市は、一番上のほうに赤い、両側に向けた矢印が書いてございますけれども、この範囲におさまっております。飛鳥時代から奈良、平安、鎌倉の各時代にわたっておりまして、その歴史的風土というものは、現在に至るまで、住民生活の営みの中で受け継がれ、さらに後の時代のさまざまな歴史的、文化的資産の蓄積が加わって、現在の姿が形づくられております。現在の古都の指定が、必ずしも明確にこの鎌倉時代までと限定しているわけではございませんが、これまでの検討、あるいは指定の検討の結果、現在はそういう範囲におさまっているというところでございます。

次に、3ページでございます。その次のページをごらんいただきます。これまでの政令都市の指定の仕方でございますけれども、候補となる都市について、その可否を判断する

方法で今まで行ってまいりましたが、政令都市の指定基準を明確化する作業を行うことによりまして、指定対象都市を、ある程度、あらかじめ抽出することができるようになると考えてございます。この下に、フローがございます。これは、あくまでも考えられる一例をお示したものにすぎませんが、一つの考え方として、こんな方法で、その新たな古都を指定する都市を抽出することができるのではないかというふうに考えて示したものでございます。左側にあります政治・文化の中心性を有する歴史都市というもの、延べ517と書いてございますが、これは、その下の丸い枠の中に書いてございますように、国家的に重要な文化財の指定であるとか、世界文化遺産への登録・暫定リストへの掲載など、その他の、幾つかの視点で抽出した都市、この数を挙げてございます。

それから、その右側、国民が評価する歴史的風土を有する都市164とありますが、これは、私ども国土交通省のほうで、実はこの法律、古都保存法が、昨年、制定40年という節目であったことから、それを記念いたしまして、全国から「美しい日本の歴史的風土100選」というのを公募いたしまして、その結果、歴史的風土が良好に保存されている都市として、164選定されましたが、その数を入れてございます。

この、「美しい日本の歴史的風土100選」につきましては、後ろのほうの参考資料の2に載せてございますので、内容については適宜ごらんいただきますようお願いいたします。

これらの都市のうち、さらに古都保存法による歴史的風土の保存措置が都市計画制度を土台にしていることにかんがみまして、都市計画区域内、さらには歴史的、文化的資源が消失せずに、複数集積していることなどを条件に絞ってまいりますと、一番下にあるように、20都市が抽出されてございます。これらの20都市を中心にいたしまして、歴史文化上の位置づけや歴史的、文化的資産と自然的環境等の関係などについて幅広くご検討いただきたいと思いますと思ひまして、その一番下の枠の外に記述してございます6都市について、ケーススタディとして、次のページ以降、ご紹介させていただきたいと思います。

各都市ごとに5枚ずつになってございまして、内容がかなりたくさん書いてございますが、時間の関係もございまして、かなり端折らせていただきますので、申しわけございませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず資料の4ページは岩手県の平泉町でございまして、写真を掲載してございまして、あわせながらごらんいただきたいと思います。

次の5ページのところに、都市の基礎データと歴史的な位置づけがございまして、もう皆さんご承知のとおりでございまして。平安時代から鎌倉、室町の時代にかけて、京都

や鎌倉などの中央政府とは独立して一時代を築いた奥州藤原氏の拠点でございます。源義経が平泉に入った12世紀の初頭のころ、この藤原秀衡の権勢は中央の認めるところとなった時代でございますけれども、後に源頼朝と秀衡の関係は弟義経との対立、秀衡の義経庇護の流れの中で次第に悪化してまいりまして、秀衡の死後間もなく、藤原氏の圧迫が始まり、1189年に藤原氏は滅んでいるところでございます。

次の6ページのところには、その平泉町の歴史的・文化的資産と自然的環境の現状について図にお示ししてございます。平泉の行政区域内の歴史的・文化的資産は、毛越寺、無量光院跡、中尊寺の特別史跡の区域に国宝中尊寺金色堂を初めとする重要な文化財が集積してございます。

7ページには、さらに、その地域につきまして、自然的環境との関係について整理してございますが、これらの文化的資産の西側は山林になっておりまして、史跡群は、おおむね、そのフリンジに位置いたしております。また、東側は北上川によって区切られてございます。ここでは、森林地域、保安林、それから農業地域関係、それから都市計画、書いてございますが、この図のほかに、平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例によりまして、建築物の建築や工作物の設置ほかを規制してございます。また、平成13年には、平泉は世界文化遺産の暫定登録リストに掲載されたところでございます。

次の8ページでございますが、町の人口は、ごらんとおりやや減少傾向にございまして、その下に、開発の許可、届出関係の表がございまして、いずれも開発圧力はあまり強くないように見えるところでございます。

以下、同じような形式になってございますので、順次ご説明いたします。9ページ、石川県金沢市でございます。10ページのほうには、その歴史的な位置づけがございまして、金沢が最も栄えましたのは、戦国時代から江戸時代にかけて、前田氏の支配下にあった時代でございます。そのころの石高は全国でも屈指の百万石を超えまして、人口も12万人と、江戸、逢坂、京に次ぐ全国第4の都市に至ったところでございます。さらに、金沢市では、上方・江戸等から多くの職人などが迎えられまして、現在の伝統的な建造物群のもとになっております伝統工芸の町の原型もそのころに築かれてございます。

11ページが、金沢の歴史的・文化的資産の状況でございますが、特別名勝兼六園を初めといたしまして、旧城下町の区域にこの文化的資産が集積してございます。

それから、12ページをごらんいただきますが、自然的環境に関しましては、この旧城下町というのは、市街化区域の中にございまして、金沢城址周辺は高度に市街化されてお

りまして、背景となる山林とは少し距離を置いてございます。また、図に示すほか、東と南の丘陵地やその付近を南東から北西に流れる犀川の段丘の斜面緑地が風致地区に指定されてございます。また、金沢の景観条例によりまして指定された区域は、建築の形態等が規制されているほか、眺望・景観保全区域を定め、景観阻害の防止等も行っております。

次の13ページ、人口は、近年まで増加傾向にございまして、特に都市活動が活発に行われておりますが、下の表にありますように、市街地を離れると開発圧力はそれほど高くないように見受けられます。

次に、14ページ、滋賀県安土町でございまして。次の15ページのほうに歴史的な位置づけがございまして、織田信長が安土城を築城したのが1579年、楽市楽座など、積極的な城下町建設を図りまして、当時、繁栄を見せたわけでございますが、1582年の本能寺の変の後に、一時、豊臣の支配地になりますが、その後城下町とともに近江八幡に移ってございます。

16ページのほうが、安土城址、ちょうど赤で示されております特別史跡になってございますが、その安土城址と、その背後にございまして衣笠山にかけて文化財が分散してございます。その左側の白くなっているところが市街地になってございます。

次の17ページでございまして、この安土城址や衣笠山を含む丘陵地は自然公園の特別地域、あるいは保安林による土地利用規制が行われているところでございます。

次の18ページでございまして。安土町は京阪神への通勤圏でございまして、人口も近年まで増加傾向にありましたが、現在のところ、その増加は止まったように見受けられます。また、その下にございまして、開発許可、あるいは農地転用についても、徐々に鎮静化しているように見受けられます。

次の19ページ、山口県萩市でございまして。次に、歴史的な位置づけがございまして、恐縮でございますが、こちらのほうからご説明させていただきますが、萩城は江戸時代初期に毛利輝元により指月山への築城が進められ、以来、萩藩の藩庁として城下町も形成され、江戸時代末期まで栄えてございます。この間設立されました藩学明倫館は、全国有数の藩校として多くの人材を輩出したほか、吉田松陰が興した松下村塾は、明治維新の原動力となった人材を世に送り出してございます。

次の21ページ、萩市の市街地には、3地区の重要伝統的建造物群保存地区が広がってございまして、その内外に江戸中期から後期の文化財となった住宅等が散在してございます。

次の22ページをごらんいただきますが、萩市は三方を山に囲まれてございまして、現在指定されている古都と比較的似通った都市形態を形成してございまして、先ほどの重伝建地区など、文化財はこの山すそというよりは、むしろ海沿いのほうに広がってございます。それから、自然公園も、海岸線を中心に指定されているところでございます。また、この図に表示するほかに、萩市は全域を景観法に基づく景観計画区域に指定してございまして、それ以前に指定されておりました景観条例を、ちょうど先月の29日でございまして、景観法委任条例に全面的に改正したところでございます。

23ページでございまして、人口は減少傾向にございますけれども、農地・森林に対する開発については、現在も若干見られることから、地方都市に一般に見られるような郊外部への都市機能の拡散なども想像されるところでございます。

次に、24ページ、福岡県太宰府市でございまして。太宰府市は律令制のもとでは、西海道諸国島に対する総督府及び対外交渉の門戸としての機能を果たしてございまして、政府直轄を原則とする律令地方支配機構の中では特異な存在でございました。この体制は鎌倉時代に至るまで、九州支配の中核という地位を維持していたところでございます。

次の、26ページ、図面がございましてけれども、太宰府跡、これは、太宰府跡、水城跡、大野城跡の特別史跡を中心とした広大な史跡区域が、この赤の枠でございまして、広がってございまして、その前面、あるいは左右には市街地が広がってございます。それから、太宰府天満宮はずっと右手のほうにございまして、史跡の本体をなす丘陵地とは少し離れた場所にございます。

次の27ページでございまして。史跡区域は市街化調整区域に区分されまして、自然公園の普通地域や保安林などがかかってございます。また、史跡区域及びその周辺を太宰府市の景観保全に関する指導要綱に基づく美観地区に定めてございまして、建築物の形態規制を行っているほか、緑の保全に関する条例を定めて、史跡区域等の緑地を保全してございます。

28ページでございまして、昭和40年代の歴史的風土審議会で、開発圧力に関する発言がたびたびあったのがこの太宰府市でございまして。ごらんいただきますように、70年代の人口の増加は非常に著しく、その後、人口増は緩和してきております。宅地開発につきましては、下のほうにございまして、市街化区域内の農地を中心に、今も続いているというふうに見られます。

最後に29ページ、沖縄県那覇市でございまして。歴史的な位置づけは30ページでござい

ますが、15世紀に統一王朝を確立いたしまして、琉球王国の歴史が始まってございますが、江戸時代初頭の1609年、島津氏の侵攻により、独立自営の琉球王国の時代は終わり、薩摩藩を直接の管理者とする幕藩体制の一環に位置づけられてございます。那覇につきましては、第二次世界大戦の沖縄戦などによりまして、那覇市域は壊滅的な打撃を受けまして、多くの文化財もことごとく失われております。

次の31ページでございますが、しかしながら、戦災によって多くを失ったものの、焼け残った住宅とか、あるいは門や橋などといったパーツが残っておりまして、そういったものが文化財に指定されております。また、建築物は失われたものの、基礎や城壁など、史実により確認された首里城跡などが史跡に指定されております。これらの多くは首里王朝の置かれた、那覇市内の中でも首里の周辺に多く分布してございます。

次の32ページですが、那覇市内は市街化が非常に進んでおりまして、これらの歴史的・文化的資産も市街化区域の中に点在した状態になってございます。それから、首里城につきましては、都市公園として一定の緑の中に整備されてございます。

33ページです。那覇市は沖縄本島の中でも人口の集中が今でも進んでおりまして、近年の増加も著しくなってございます。下の開発動向にありますように、これらの受け皿となる土地は、やはり農地転用によって確保されているように見受けられます。

以上、長くなりましたが、各6都市についてのご紹介をさせていただきました。

あと、続きます資料は参考的なものでございますが、資料7-4と7-5、A3判の資料は、7-4のほうは歴史的・自然的環境の保全に関する法制度の概要でございまして、それから、7-5のほうは景観整備等に資する主な事業の概要でございまして、議論のご参考に添付させていただきました。現行制度のうち、歴史的・自然的環境の保全に関する土地利用の規制誘導手法などの制度を持ったものに限って一覧をつくらせていただいております。

それから、この表には掲載してございませんが、別途、税制特例措置などの位置づけもございまして、例えば、都市緑地法によりまして、固定資産税の減免、土地買い入れ時の譲渡所得税の控除、相続税の評価減などの制度がございまして、また、土地買い入れに対する国庫補助制度もございまして。

それから、資料の7-6でございまして、歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況につきまして、この5月の下旬から6月の頭にかけてアンケートをとらせていただいております。公共団体に対するものでございまして、国家的に重要な歴史的・文

化的資産を有すると認められる135の都市を対象に実施させていただきました。そのうち、現在までに110都市から回答があったものでございます。アンケートの内容は簡単に申し上げますと、歴史的な風土の核となる歴史的・文化的資産そのもの、単体のものについて、まずその保存状況とその評価と、それから、その保存のために国に關与してほしい項目について、まずは聞いてございまして、項目を挙げて丸をつけていただいたものと、それから、自由記述、それぞれについて整理したものを後のほうに載せてございます。それから、あわせまして、歴史的・文化的資産と一体となった自然的環境について、同様の項目を聞いてございますので、それも、その後ろのほうに整理してございます。こちらもご議論のご参考にさせていただくようお願い申し上げます。詳細な説明が必要でございましたら、ご指示ありましたらまた説明させていただきますので、とりあえず、これで資料の説明を終わらせていただきます。

**【委員長】** ありがとうございます。

ちょうど11時を少し回るぐらいになっておりまして、本日、12時に終わることを予定しておりますので、最後に5分程度、事務連絡の時間をとりまして、50分以上あると思いますが、どのような観点からでも結構ですので、ご自由にご発言いただきまして、また、事務局でお答えいただいたり、内容によっては、我々委員同士でまた議論したりということで、きょうはフリートーキングということですので、どのようなことでも結構ですので、よろしくをお願いします。

また、萩市長がいらっしゃいますから、もっと重要な観点があるということかもしれませんので、萩市についてまたご説明いただくことでも、全然それはかまいませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、どなたからでも結構ですが、よろしくお願ひいたします。

**【B臨時委員】** ちょっと、前後関係、私、今日の説明ぐらいしか理解していませんので、ピンとがずれるかもしれませんが、議論の進め方としては、古都の定義を見直すということも含んでいいんでしょうか。

**【委員長】** では、これについては事務局からお答えいただいたらいいと思いますので。

**【事務局】** 法律に規定されております古都の定義まで見直すことは考えてございません。法律に基づく古都の定義を、いろんな解釈によってこれまで運用がなされてきたんですが、さまざまな歴史的、文化的資産をこれから生かしていこうという流れの中で、少し明確化して、これからの指定なり制度の運用を円滑に行えるようにしていきたいという観

点から議論をお願いしたいというふうに考えてございます。

【B臨時委員】　そうすると、3つの条件を、41年の下にあって、開発圧力とかいろいろありますけどね、私は、これ、やっぱり昭和40年代の状況の反映だと思うんですよね。ですから、先ほど局長がおっしゃったような、歴史的風土の価値というものを意識して、まさに都市づくりとか地域づくりですね。目標は都市づくりや地域づくり。美しい国を総理も言っておられるんだから、そういう時代にどういうまちをつくるかというのが本来の眼目だと思うんですね。そのときに、歴史的風土、つまり歴史性と風土性、風土性は自然というふうに呼び直したほうがいいのかもかもしれませんが、もともとこの法律は緑地系の法律でできていますからね。ですから、その歴史性と風土性の重要性をまちづくりにどう生かすかというのが本来の趣旨だろうと思うんですね。

ただ、この法律ができたときは、都市開発の圧力が極めて高く、それから、これを措置した、いわば事務量と言うと言い過ぎだけれども、始末する能力からいっても、むしろ古都は限定せざるを得なかったと思うんですよね。だけど、今は、そういう希少価値みたいに絞っていく時代ではなくて、美しい国をつくるというのは、日本じゅうが古都みたいなものですから、新しいニュータウンはともかくとして、大体、竹内先生おられるけれども、江戸なんかどうなるんですか、古都というのは、古代じゃなくてはいけないのか、中世までなんですか、近世までですかという議論をしだすとね。ですから、私はほんとうは、往時の政治、文化の中心地という言い方、だから、これ、往時というのは江戸時代だって往時だし、今、文化庁がやっているのは、明治も全部指定し始めているでしょう、文化財では。だから、この法律は、そういう時代的狀況でやったので、解釈を、この精神を酌み取ればいいんだというふうに考えたほうがいいのかという気がまず一つするんですね。

それから、もう一つちょっと細かい話なんですけど、古都という言い方のときに、例えば逗子市が出てきちゃう。逗子じゃないですね、ほんとうは鎌倉でしょう。金沢なんかもそうね、あれ、横浜といわれてもね、金沢八景や金沢文庫がある場所はね、もともとは鎌倉時代のものであって、横浜なんていうのはずっと後から出てきたまちなんですよ。それなのに、横浜市を指定されても困っちゃうだろうと思うんですね。

だから、これは行政上の整理だからやむを得ないんだけど、自治体で指定しているんだけど、ほんとうは僕は違うんじゃないかと思うんですね。鎌倉の都とか、鎌倉幕府のゆかりの地というのが指定されて、そこに逗子も何も入ってくる。現住所は今の自治体が

入ればいいけど、今までのこの流れを見ると、まるで自治体を指定していくみたいになっているんですね。もともとの古都とずれがあるわけですから。私は、そういう意味では、緊急的に昭和40年代に、大変な開発の中で議員立法が行われたんだけど、それはそれとして、そういう時代として理解すべきで、今、新しく現状で、あるいは未来に向けて組み立てるような組み立て方の議論のほうが建設的ではないかなと思っております。

**【委員長】** ありがとうございます。

一応、今日の段階ではご意見を聞くということで、よろしいですか。

実は、1年前の全国展開の小委員会でも、この同じ概念図を出しておきまして、つまり、そのときにはC専門委員からお話があったんですが、文化財行政でも、実は、以前は応仁の乱以前を対象としていて、その後、応仁の乱以後を対象とするように法律も変わってきたよというご指摘もいただいております。ということですので、一応、そういう問題意識のもとに今回小委員会を開いているというふうに私も理解しております。

また、どのような観点でも結構ですし、進士先生のご意見を受けたご意見でも結構です、どこからでも結構ですので、自由にご発言いただければと思います。

**【D委員】** 古都保存法の指定を受けるということによって得るものと、それから、失うものが何であるのかというのを、ここでもう一度考えておく必要があると思います。もちろん、国として、あるいはそこに住む人にとっても、歴史的風土、古都保存として指定されることによって、いろいろな開発の波から守れたり、ずっと次世代に継承していくという、非常に大きなものを得るわけですが、もう少し近視眼的に見た場合には、これはやっぱり規制強化なわけです。ゆえに経済的な損失というのはどうしても考えられるわけです。又、市や町としても開発できず税収として得るべきものが入ってこないのです。固定資産税だとか、ほかの税制そういったものも開発はできないという以上は、やはり減るわけですし、それからまた、近代的都市生活、市民生活というものは、やはりある程度齟齬を来すというようなこともあり、不便をかこつというようなことも覚悟しなければならないわけです。

そこで、これは質問なんですけど、古都保存に指定されることによって、相続税の減免、固定資産税の軽減とかとありますけれども、どれほど、そういった一つの処置というか、経済的な補てんというのが、反対給付という形であるのかということも、もう一度整理しておかなければならないと思います。

それからもう一つ、今は財政調整で県や、あるいは市町村に対してもある程度都市経営

は補てんされるわけですが、これから地方分権や道州制になったときに、それぞれの都市はそれぞれで都市経営をしていかななくてはいけないんだよというふうになったときに、こういった古都保存に指定されるということの反対給付が、観光で人がたくさん来るからねというだけの収入で得られるようなものとは、もう全く違いますので、そういう、いわゆる財政処置というようなものが、これからの分権との中でどういうふうに整理されていくのだろうか。

今日のご説明なんかで、私ももう一度整理し直したいんですが、古都保存に指定されることは、とにかくすばらしいことであるんだということだけではないという、そこに住む人にとって、その地域にとっては、得るものもあるけれども、大きなものも同時に失うというか、ものもあるんだということも、ちょっとこれは前提に置きませんか、何かとてもいいことを、基準を変えて選んであげましょうみたいなことだけでは、実際の都市経営は濟まないと思いますので、その点、注意してやる必要があると思います。質問として、どういったメリットがあるのか、どういった恩恵を得るのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

【委員長】 では、よろしくをお願いします。

【事務局】 古都に指定されている都市の中には、歴史的風土保存区域というのを指定いたしまして、この法律が、先ほど来話が出ていますように、文化財と、それを取り巻く自然的環境の保全、そっちのほうに主眼が置かれていますので、いわゆる古都に指定された都市の中でも、活発に都市活動が行われている市街地については、この法律の適用というのはほとんどないというふうにお考えいただきたいと思います。

それで、この市街地のフリンジにある、いろいろな寺社仏閣のような文化的資産とその背後の山。その背後の山のほうには、この法律に基づく行為規制をかけて、その開発が進まないようにしていると、そういうような形をとっているのが、京都や奈良、鎌倉など、そういう形でこの古都保存法を運用してございます。当然、その山のほうについても、実際にそこで土地を持って生活を営んでいる方もいらっしゃいますが、そういった方々に対しましては、開発を申請して不許可になった場合に土地を買い取るという制度がございまして、さらに、それに国庫補助がつくという形で、いわゆる補償といえますか、そういう形での対応をしているところでございます。

それから、やや特殊な例ですが、奈良県の明日香村に関しては、村の全域をこの法律にかけてございますが、明日香村の場合は、さらに明日香法という特別措置法を別途制定い

たしまして、住民生活との調和を図るために、その生活環境の保全であるとか、あるいは産業の支援とか、そういったものについて整備計画というものをつくりまして、国家的に支援をすると、そういうような仕組みを持ってございまして、そのような形で、それぞれの地域が規制だけで押し込んでしまうような形にならないように措置をさせていただいてございます。

**【D委員】** 今のお話で、もう少し言うとするならば、すべてが明日香村のようにいかないわけございまして、やはり、三山、緑地帯と市街地というのが一体となって古都保存ということになりませんと難しい。結局、今、私は特に京都に住んでいますから、京都の例で言いますと、古都保存で、京都が、じゃ、守れたかという、決して守れていなかったのではなかったかと思えます。それは市街地とは別に切り離して古都保存されたというところで、ややこしい計画、問題も含めて、かえって一つの課題を残してしまったということもございまして、すべてが明日香村のようにはいかないんだということを、ぜひ明確にする必要があります。あるいは全部を明日香村のように、そこまで生活環境、経済を含めてきちんと保全をするんだというぐらいの意欲がありませんと、あまり簡単に、ある程度生きている、そこで経済を営み、生活の中で古都保存というのが、中途半端な古都保存自体がかえって中途半端な開発を生むというようなことも起こり得るということも、ぜひ念頭に置いておくべきだと思います。

**【委員長】** ほかにどなたか。では、E委員、よろしくお願いします。

**【E委員】** 先ほどB臨時委員が言われたことですが、私も同意見で、私は葉山町に住んでいるんですけども、ちょうど鎌倉と逗子の隣なんですけど、先ほど、歴史的風土がどれだけ残っているかということによってという話だったんですけども、残っているかというよりは、どれだけ開発されていないかという視点もすごく大事だと思うんです。といいますのは、ちょうど逗葉新道からおりて葉山町のほうに入っていきます、逗子と葉山、ちょうどまたがるようなところもありまして、そこは逗葉新道をおりて海岸線の逗子海岸のところまで行く間が、とてもきれいな農地だったんです。それが今度、トンネルが国際村のほうからできることによって、その一部分がもう県の有料道路から外された途端に、もう両側が、開発がどんどん始まってしまって、今までほんとうに歴史的風土というんでしょうか、風景が美しかったところが、もうラブホテルの看板から、すべてそこに置いてあって、たまたま葉山町は御用邸の町でもあるわけですから、ほんとうは歴史的風土に指定されるべきところだとも思うんですけども、そこに天皇皇后陛下とか皆様方が来られ

るときに、まず最初に見るのがラブホテルの看板なんですね。

そうすると、ほんとうに葉山町のよさというのがどこにあるのかということで、住民が運動しようとしていても、結局、そこにかかる法律も何もないと。私、この歴史的風土ということを考えたときの一番大事な視点というのは、一般の市民が自分の地域を守ろうとしたときに、駆け込み寺の法律があればと…。やはり私たちはこの地域の美しい自然、そして歴史的建物をもっと保全していこうと思いつつも、これに当てはまらないというものが多過ぎてしまって、当てはまらないものについてここで検討しましょうと。ですから、今、萩市がやっぴらっしゃるみたいに、全部かけてしまうと。逆にかけたところから外すという逆の行為もここであってもいいんじゃないかと思うんです。

すべてかかっているから開発できない。だけど、開発するのならば、こういう要件に満たすのならば、ここだけ外してあげてもいいですよということは、例えば時代というものを、先ほど言われたみたいに、飛鳥時代なのか鎌倉時代なのか何時代なのかわかりませんが、その地域にとって、じゃ、この時代のこういうところを大事にするから、この建物をこの時代のこういうデザインにしていきたいと思いますということで、点をもう一回つくり始めて、この点が線になり、面になってくれれば、逆にはなりますけれども、とてもやりやすい環境だと思うんです。かけないで、ここだけかけてしまうと、じゃ、この余白の部分にいる方々は、私たちはこれだけ近いのに、何で私たちも入れてくれないのという話に逆になってしまうということなので、この法律はもっと一般の市民にわかりやすく、一般の市民がまちづくり、地域づくりをしようと思ったときに、自分たちはここに入っていけば何とかできるんだという一つの希望を持たせてくれるような法律として、もっと活用してもらえるといいんじゃないかなと思います。

**【委員長】** はい、ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。

**【A委員】** 既に議論が出ているところなんですけれども、私としては、まず、政令都市の指定基準の古都の要件なんですけど、これは、法律上の古都と、それから政令で定めるその他の市町村というのがあって、それについての指定基準というのは、これは施行規則があるのではなくて、直接歴史的風土審議会の中でその指定基準を定めているということなんです。なかなかおもしろいなと思ったんですが。

そうすると、その第一の要件については、まず、法律との関係でいうと、法律上は単純に2条ですけど、わが国往時の政治、文化の中心等と書いてあるだけなんですよね。そう

すると、この古都の要件の第一のところでは、あえて全国的な政治の中心ということを入れてあるわけで、そこは法律との関係では、やや広範な形で規制要件を厳しくしているということになると思うんですね。

そうすると、法律を執行するという、その規則ということ言えば、全国的なというのは、取っても全然かまわないということでしょうし、それから、中心市街地なんていう言葉の使い方で、中心ということもありますから、分権と関係あるかどうかは別にしまして、中心という言葉の使い方は、必ずしも全国的なものである必要は全然ないということですので、そうすると、ある程度一定のエリアの中での中心地というような仕切りで、少しエリアを限定して、今のような全国的という概念が成立したのも、基本のごく最近のことなんだろうと思いますから、そうすると、そこはもう少し要件を柔軟にするという意味では、変えていいんじゃないかなというふうに思います。

それから、開発圧力の、第三の要件についてなんですが、ここは結構大事なところかなと思っておりまして、まず、開発圧力が依然として強いところというのは、ある種予防的な措置をとる、緊急性が高いということで、従来のやり方というのがある程度妥当するところがあると思うんですね。ただ、もう一つは、開発圧力が比較的弱いところというのは、この例の中にも出てまいりましたけれども、むしろ、こういうふうに規制をかけるときには、開発圧力が弱くないとかけられないという現実問題があって、ですから、それを外すのはよくないんですね。政策論としてもそうなので、それから、少し中期的に考えるということになると、必ずしも開発圧力が緊急に高いわけではないけれども、ある種の価値があるものについてはこれを守るという仕組みはあってもよくて、そういう基準をもう一つ立てる必要があるんじゃないかと思うんです。

ただ、そのときに、先ほど上村先生がおっしゃったことと関係するんですが、制度をうまく、将来にも発展するような形でつくっていくときには、やっぱり経済界とかが賛同してくれるような、資本主義社会ですから、凍結すればいいというものではないので、そういう意味では、政令指定分の都市については、もう少し経済的なインセンティブというのを、ある種、選択と集中で、どかっとう出してあげることが、多分、予算措置が必要なんだろうと思います。

それから、仕組みとしては、この間の中心市街地のときもそうでしたけれども、まず、規制をかけておいて、規制緩和型の地区をセットするというのがございますよね。そのところ、そういう仕組みも設けてあげて、そうすると、仕組みの中に開発ができるように

すると。そのときには、歴史的風土という概念もそうなんですけれども、必ずしも、古いものをそのまま置いておくというだけではないんですね。前回のときに申し上げたんですけれども、古いものを新しくつくるというところが、ちょっと大事で、見ばえがよくないといけないし、観光といたって、古いままではだめなんですね。いろいろ近代化しなければいけないところもあって、見かけの部分もきれいにしてあげるというところもあって、しかし、全体としては昔ながらの歴史的な景観みたいなものが守られているというふうになれば、それは、おそらく、専門家はまた別なんでしょうけれども、国民ベースで心地のよい空間をつくるということからすると、おそらく受け入れられる話ではないかというふうに思うので、その2方面でぜひ考えていただくと、よろしいのではないかと思います。とりあえず、そんなところです。

**【委員長】** ありがとうございます。今のご意見として、何かご発言ございますか。

**【事務局】** まさに、最初の法律論からして、審議会の中での議論をもとに古都を指定しているという基準ですので、多分それは、先ほど一番最初にB臨時委員のご発言にあったように、その当時、当時の時代背景を反映したものだろうというふうに多分解釈をせざるを得ないと思います。そういう意味で、現在の時代背景を含めてどう考えていくかということをご議論いただきたいということと、その時点と大きく変わっておりますのは、さまざまな施策、先ほど参考資料の中でもございましたけれども、いろんな制度、法律、制度、それからいろいろな事業制度が、いろいろなパッケージとして出てきてございまして、そういったものを、例えば最近ですと、まちづくり交付金というようなものを歴史の活用にするとか、中心市街地の活性化に使うというような、かなり地方分権の中で自由度の高いパッケージも出ておりますので、そういったものをいかに組み合わせて使うかということと、その組み合わせて使う際に、根っことなる歴史的価値というものをどういうふうに社会的に判断していくかというようなことが重要ではないかと思っておりますので、そういう観点でご議論いただければと思っております。

**【委員長】** ありがとうございます。

今回、実は、既にこの小委員会の使命としては、この古都法本体を変えるというご意志は、事務局には全くないというふうに私も理解しています。それで、実は、従来の古都の指定の基準は、あくまでも審議会での議論をもとに、昭和41年、定められたものでありまして、それを今回見直すかどうかは我々の使命と。ですから、見直すにしても、我々、どういう議論なりどういう考え方をしたかと。また、その指定基準が何十年続くか、ある

いはすぐ見直せるかわかりませんが、そういう意味では、大変責任はあるということだろうと思います。

それから、少し逆に言うと、次回以降の中の適当なところで、また資料説明等お願いしたいと思うんですが、私の単純な理解で言いますと、間違っていればまたご指摘いただいて次回以降やっていただきたいと思いますけれども、まず、指定基準の3つについては、やはり意味が違っていると思ひまして、私、3番目は、開発圧力の要件とは、やはりプライオリティーであったんだろうと。当時、もし開始されていれば、八幡宮の裏手の緑が、そこに家が建っていたという、その場所で開発が起きていたり、双ヶ岡で起きていたりということがありましたので、緊急性というのは、当時の、やはり大きな立法、またはそれから緊急対応するというのがおそらくあったんだろうと思いますが、

一方で言えば、逆に言うと、この後の事例にもありますが、当時は、宇治については大丈夫だという意見がありましたが、実は今、宇治の平等院の周りはマンションだらけ。ですから、高層マンションがかなり広範囲に建つというのは、当時、想定していなかったんですね。

ですから、開発というのも、通常の宅地開発以外に、今日的に言えば、その都市の歴史的・文化的なものに対して何が阻害要因かと、時代によってまた違うと思うんですね。看板であったり、または、沿道の土地利用であったり、それから、住宅についても、場所、場所によってはやはり、あまりよくないということもあるかもしれませんし、ですから、それも時代で違っていると思ひますので、もう一回、また我々の議論しやすいように、この指定基準の意味は何なのかというのを、我々自身がまた発言しなければならぬわけですが、少しそういう形で、またいろいろ資料提供なり、いただければと思ひます。

それから、もう一つ、これも次回以降の適当なときに、先ほどD委員からのお話にもちょっと絡むんですが、当時の、まだ地方分権をしていなかった。しかも、古都法制定当時は都市計画法自体も国の事務であった時代ですね。昭和43年法で、ある程度、一部分権して、今回、2000年で相当分権されたわけですね。ですから、手続のほうもかなり違ってきていると思ひます。実は大津のときが、ややその過渡期でありまして、当時は、地元の滋賀県と大津市が、約40年前当時、古都法の議論があったのを踏まえて、ぜひ今回は古都法を考えてほしいという要請があったということで、ですから、国がこういう指定をして保存計画を定めるという手続と裏腹に、地方分権の精神で、地元のいろいろな動きがあるということで、多分、大津でのやり方が今後の、手続としては少し参考になってく

と思います。ですから、そこら辺もまた、今回議論しなければならないいろいろな観点があると思うんですが、次回以降の適当な中で少し整理していただければと。

それから、従来の、古代から都といいますか、政治の中心地は、やはり周囲が三方山に囲まれて、南側があいていてと、ですから、結果的には、今のようなこの、三方にベルト状のような、結果として同じような古都指定になっています。当時の古代都市の立地と考え方がある程度似通っていたと。明日香だけはちょっと別になると思うんですが。仮に那覇、琉球を考えた場合に、むしろ、王城かズドンとある、その周囲に町があるということで、ですから、現在の奈良、京都、鎌倉の概念図というのは、あくまでその3都市が共通の都市の立地特性なり、都市の立地に対する当時の考え方といいますか、古代の、ある程度中心地の立地の選定の仕方というところの共通性から来ている要素があると思いますので、それにあまり機械的にとられる必要はないのではないかなという感じもしています。

要するに、本来の、もともとのこの法律の大義は何なのかと。それから、今、社会から要請されているのは何なのかという中での法律制度運用ということだろうと思いますので、そういうことでまたいろいろ議論を深めればと思います。委員長が発言するとまずいので、今言ったのは委員としての発言でございますが、誘導するわけではありませんので。

また、ご発言なりを含めて、いろいろご発言ちょうだいできればと思いますが、いかがでございましょうか。

では、E委員さん、お願いします。

【E委員】 いつも目の当たりにしているようなものばかりが課題になるんですけども、今、ちょうど団塊の世代がリタイアメントエイジに入りました。私の周りの鎌倉、葉山、逗子、横須賀周辺に住んでいる方々で、一番大きく問題を抱えているのが、結局、親が2組もいて、そして、どっちにも大きなお屋敷があつたり、だけれども、親はもう住めないから老人ホームに入ってしまったって空き家になっている家が鎌倉、葉山、逗子周辺、多いんですね。そこを結局売ってしまったって、親に老人ホームに入ってもらって、自分たちはすでに東京やみなとみらいのマンションに住んでいるので、そっちのほうが快適だから、もうそういうところは何とかしようと。結局、処分されるときには、不動産屋さんが買って、そこをまた細分割して、そして、また小さな、もうほんとうに、いずれはもう絶対にこれはスラムになってしまうような環境の中で、どんどん小さな30坪以下の建物を建てて、一番売りやすい五、六千万ぐらいの金額にして、それで出しているわけなんです。

そうすると、古都の中で、もちろんそれは、地方都市に行けばそれほど、そこまで狭い

ところはないかもしれないんですけども、東京や大都市の周辺ですと、そういう意味での環境がなくなってしまう。環境が古都のような雰囲気が一番醸し出していたのが、その家の屋根であったり、またはその塀なんですね。昔からある、ほんとうにすばらしい、こういう丸い川石の塀だったところが、それが取り壊されて、そして風景がなくなってしまうたり、景観がほんとうにみすぼらしくなってしまうという。古都を保全しましょうということの意味は、単なる、その建物だけではなくて、この景観というものもとても大事なので、細分割させたときには、もともとからある外の壁面を保存しながら、その中に、例えば小さく住宅をつくるとか、何かそういう条例もつくっていただけると、風景として、観光遺産として残せる、資源として残せるような仕組みづくりもこの中でできてくれるといいなと思うんですね。

結局、個人の財産を損ねてはいけないということはあるんですけども、ですけど、ある意味ではもっと大きな、公共的な財産をだめにしてもいいのかということになると思うので、そこもちょっと考えられたらいいなと思います。

【委員長】      ありがとうございました。

では、F臨時委員さん、お願いします。

【F臨時委員】      行政の立場といいますか、自治体の立場で、歴史景観をどう守るかという、そういう観点からちょっとものを言いますと、今、少なくとも、今回の景観法ができて、この景観法を生かせば、かなりのことができるんですね。景観地区に指定して、建物は全部、屋根は、傾斜の角度も色も何もかも、いろんなものが実は規制ができる。それまでも、都市計画上の用途で、例えば第一種住専というのは、低層のそういう指定をすれば、高さもいろいろな形のを、実はかなり規制できます。今、いろいろな形で景観法がありますし、私どもは、47年に歴史景観条例ということで条例を定めて、かなりの大議論がありましたけれども、そういったことをやってこれて、しかも、例えば史跡とか重伝建、伝統的建造物群保存地区というふうに指定してしまえば、そこはもちろん、住民の皆さんの合意が要るんですけども、そういうようなことをやっていけば、かなりのことはできてきたんです。

今おっしゃったように、例えば世代が変わって、土塀の中の1区画の昔の屋敷が、実は細分化されて分譲される。そうすると、土塀が崩れるんですね。出口が要る。そのあたりをどう防ぐかというのは、これはまた個々の、私どものいろいろな条例手当とか予算措置とか、今の町並みの交付金とか、いろいろな形で、今やろうとしています。税も交えて、

土塀の、例えば10メートルのところは全部固定資産税を無税にする、だけど、変なことをしたら、それは無税にしませんよとか、いろいろな形でできるんですが、この古都保存法の、やはりメリットは何かというと、緑地保全なんですね。だから、鎌倉の森、緑がなぜ守れたのかというと、まさに古都保存法なわけですね。もちろん、住民の皆さんの非常に熱意もあったんでしょうけれども。

私も、三方山に囲まれて、いつ山のところに変な家が建つのかとか、そういったことを非常に恐れているわけで、それがどういう形で保全できるのかという話は、今の法制のいろいろな手当の仕方である程度はできると思いますけれども、例えば土地を買い上げてただくとか、土地の形質の変更についていろいろな規制がかかるとか、そういったことは非常に魅力なんですね、ある意味では魅力。だけど、古都というのは、おそらく古都保存の古都というのは、第二次大戦で戦災を受けなかった3つの都市、それをどう守るかというところからおそらく始まったんだと思うんですね。もしそういう概念が広く拡大していただきまして、そういった緑、緑地保全ができるような武器というのは、特に歴史景観、そしてそのものではなくて、バッファゾーンとしての緑をどう守るのかということ、これは緑地、森林だけではなくて、ほんとうは田畑も含めて、棚田も含めて、そういったことがというふうな思いもあります。

京都の大原、皆さんと一緒に行きまして、あそこにあんな変なマンションが建っているとは夢にも思わなかったですね。写真が撮れなくなっている。これはやはり、日本の景観行政の大失敗だと思います。こんなことがなぜ起こるんだろうという話の中で、最終的には自治体の意識と住民の皆さんの守ろうとする、そういうふうな意思があるかどうかということ、開発という魅力、じゃ、パリがああいうふうな形で守れたのかというのはなぜかという話を、そういう観点から考えていけば、この古都保存法の武器は非常に魅力だというふうに思いますね。これをどういうふうな形で生かすのかというのは、一方では、当然、開発という立場から言えば、これはほんとうに大変な敵になるんでしょうけれども、何かこういう、今、いろいろな形で工夫されて、景観法を今回やりましたけれども、これも壮烈な戦いなんですけれども、これはほんとうに、ある意味では便利いいんですけれども、それだけ大変なんです。それを超えるもの、やっぱり、緑地というか、そういった緑のものをどう維持・保全するかという話に大変魅力があります。

**【委員長】** ありがとうございます。

何か事務局から、よろしいですか。では、B臨時委員。

【B臨時委員】 今、F臨時委員が言われたことが大事な、萩市のご努力を、私は全国区にしたらいというのが、今日のこのテーマだと思うんですね。結局、景観法もほんとうに指定して相当やれますから、私は2つあると。国営公園もこの際言っておきたいんですけども、吉野ヶ里は国営公園でやりましたね。首里城もそうですね。ですから、今、F臨時委員が言われたように、自治体はそれぞれ、今、もう歴史性と風土性をテーマにしたまちづくりというのを本気でやっているわけですよ。全部ではないと思いますけれども、やるところはやっている。それが、そのまちの活性化というか、生き残る道だと思っている首長さんは、もう必死で歴史や自然は大事にしているんですよ。先ほど経済の話が出ましたが、しかし、大きな流れはそちらへ向かってきたと思うんです。

それをどれだけ後押しできるかという体制をどうつくるか。そのときに、古都法は、40年代のときは緊急措置だったと私はやっぱり思う。市街地ではなくて、周辺の風景論で言えば、図と地の関係で、背景なんですよ。背景はやれなかったんですよ、あのころ。法律がなかったんですよ。点景になるのは文化財とかでやれたけど。点は指定できたけれども、背景はだめだった。それを歴史的風土という概念をつかってやったのが、この法律だったと思うんですね。

今は、それが、背景も含めて自然も歴史もみんな大事だという価値観になってきたので、ただ、その手法がいろいろあるんだろうと思うんですね。ですから、丸ごと買い取ってやらなきゃいけない、国家的な重要な場所は、国営公園のような方法を使えばいいでしょう。自治体独自に景観条例で景観指定をしてやればいい。場合によっては都市計画法の用途地域にだって、歴史的な、あるいは風土的なものを特別用途地区でつくればいいわけですよ。

ですから、全部面でやるとか、背景だけやるとかって、何かワンパターンにしようとするからかえって難しいので、むしろ議論のやり方としては、実際に歴史性や風土性がある、それを生かしたまちづくりをやりたいというところが、あと、何が足りないのか。今、先ほど言われた葉山の例でも、そういうものを自治体が買い取ったり、あるいは保全できるようにするにはどういう地域指定をしておけばいいかというようなことを、いろいろな事例で、べたにやるのとピンポイントでやるのをあげつらって、先ほどF臨時委員もおっしゃったように、いろいろな法律も制度もあるわけだから、1回スタディーして、全部カバーするときが一番足りないのがこの3つだから、これを、この法の解釈でやるんだったらどういう制度がつかれるかと、私は、そういうスタディーをやるとかなりうまくいくん

じゃないかと。

それから、1つだけ、この法律の持っている意味は、古都というステータスでしょうね。ある意味では観光的価値も持っているし、逆に言うと、住民にとっては、古都法に指定されたんだったら、これは従来の都市計画のつまらない、つまらないと言っただけとはいけないけれども、地域性よりは、これはどうも重いと。国家的スケールで評価されたんだからという、ある種のプライドを持たせるから、そういう意味での古都法の古都という言葉の意味は大きいんでしょうね。ただ、私は、先ほど来言うように、あるいはA委員がおっしゃった、何もこの時期にやったことの例だけではなくて、あるエリアを代表していればいいとおっしゃった。ぜひその解釈を採用してほしいと思うんだけど、萩だって、あれですよ、全国的な都にはなっていないけれども、長門の国の都なんだからね。中国に行くと、中国の古代なんて、ほとんど都ですよ。ほんの半年ぐらいしか都じゃないまちがいっぱいありますもん。古代ってそういう、皇帝がちょっと行在所みたいなものをつくって、軽く滞在したんだって古都にしているんだから。そういうふう言えば、毛沢東だって、西安かどこか、ちょっといて、あれ、古都ですよ。書いてありましたよ、ほんとうに、そういうふう。

だから、私は、古都の解釈は、少なくとも近世以前のそれぞれの、いわゆる領国、国ごとの三百諸公の城下町は、その地域にとっては都だったと思いますよ。そういうふうに、A委員の解釈をやって、ステータスはそれをつくって、現実の運用は、今言ったように、いろいろな、買い取りから公園化まで、あるいはピンポイントの指定によって税金対策その他をやるようなのを、全部ばらばらにできて、古都法から発想するのではなくて、歴史性と風土性の保全を自治体がどうやるかという観点で、足りないものをこれで補うという、そういうスタディーにぜひ変えてほしいなと思います。

**【委員長】**      ありがとうございました。

いろいろ次回以降の注文がついていますので、よろしく願いいたします。

まだご発言いただいている委員の方から。

**【C専門委員】**    前回の小委員会の際に見学させていただいた鎌倉の姿が、非常に印象深かったんです。たしかに、周りの緑地がよく保存され、古都法は非常に成功したと思うんですね。ところが、段葛を中心とする中心市街地の商店街の景観はコントロールできていなかった。国民の税金を非常に有効に使った周辺部と、中心部分の景観コントロールのアンバランスさが、結果的には古都鎌倉を世界遺産にすることを極めて困難にしている

1つの原因ではないかという気がするんです。

これは、似たような状況が国内的にはほかでもございますが、今、古都を保存する場合に、もう少し全体的な都市としてのプロデュースをどうするかということが国際的にも課題になっているのではないかと。現在、韓国が日本の古都保存法にならって2004年に古都保存法をつくってございまして、その改正をやる人たちと今、私、勉強会をしているんです。彼らは古都全体をほんとうに守ろうと思ったために、中心市街地まで含めてきびしい地区指定をして、そのために市民の反発を受けて、今、見直しをせざるを得ないところに来ているんです。また、中国の場合は百近い中国歴史文化名城が、1982年以来、都市計画的に保存されています。アジアの中で見た場合、1964年の日本の古都保存法というのは、実は非常にユニークであり、大事な法律だと私は思います。私自身文化庁で世界遺産を担当しましたが、この古都保存法がなければ京都や奈良や法隆寺の世界遺産はまず緩衝地帯設定は不可能でありました。法制定から40年をへて、今後の課題としてですが、1つは、もうちょっと古都らしく、ほんとうに整備ができるような武器が、血の通った形ではまだきちんとでき切れていないんじゃないか。例えば国営公園で整備した首里城の周辺の緑地や緑地的な屋敷地というのは、本来は、もっと非常に広がったわけですね。米軍が爆撃する前の日に撮影した写真を見ますと、緑地は極めて広い。現在、マンション等が建っていますけれども、あのあたりも全部、見事な緑地でありました。ですから、可能ならば、古都にふさわしい緑地の再現であるとか、そういう事業をもっとやるべきかもしれない。それから、それにふさわしい、文化的な資産についても、復元といたしましうか、場合によってはやっつけていいんじゃないかと思えます。

そういうふうな、少しまちづくりの手法と組み合わせたような攻めの部分が、より優れた国際的な観光資源をつかっていくのに必要じゃないかと。京都の場合、一昨年でしたか、4,500万人の観光客が来て1兆円の売り上げでした。これも古都法なり世界遺産のフレームで観光客が来ているわけですが、国際的な観光資源をつくるという意味でも、歴史的都市の側が稼げるまちとしての組織体制をちゃんとつくっているのか、が問われているわけですね。今後古都法拡大をやる場所については、例えば野村市長さんのような有能な方がおられて、ここはやれるというところについては集中的に金を投資する、ということもあっていいんじゃないかというような気がします。そうしますと、古都保存法が、これで生まれ変わって、今までのしっかり守る部分と、それから、もう少し攻める部分というのが、2つ組み合わせさってくるのではないかな、という期待を持っております。

【委員長】 ありがとうございます。

G 専門委員かH 専門委員、いかがでしょうか。本日はフリートーキングですので。

【H 専門委員】 まだ十分に会の中身についての理解ができていないので、変な発言をするといけないかと思っていたんですが、せっかくのご指名なので、無理してちょっと申し上げます。お話を聞いていて、古都保存法というのが、やはり基本にあって、それを少しずつ拡大していくという感じですね。それから、はっきりと古都以外の都市における歴史的な風土保存をどうするかというようなテーマがあり、この二つを統一的に議論するのはなかなか難しいですね。

古都の理解を、地域における中心地と仮に解釈をするにしましても、一方でこれは古都以外だという地域を想定し、この両者を整合性を持たせながら議論できるかどうかということです。従来は古都でしたら、江戸時代なんていうのはほとんど眼中になく、やっぱり鎌倉時代までの理解が多かったと思うんですね。今はきっと、江戸時代ということに、人々の考え方が広がってきたし、あるいは、場合によっては近代の遺産というのが重要だということも、これはもう当然なわけで、だけど、そのときに、例えば明治以降、そこが地域の中心になっていたからって、それを古都といっても何かなじめない感じがするんですね。そこのところをもう少しすっきりさせたいなという気持ちです。

例えば前に海や川があって、三方を山に囲まれているという古都条件だけにしちゃうと、江戸などは、海は一方にありますけれども、山は遠く遠くにありますから、やはり地域地域で、あまり昔の古都概念で縛るわけにもいかないだろうし、今後この議論の中で、自分自身をどう統一しながらやっていったらいいのか、その辺の悩みというか、心情を吐露させていただきました。どうもありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

G 専門委員さん、いかがでしょう。

【G 専門委員】 仕事柄、経済学の領域で、社会経済考察対象のひとつに据えておりますと、開発を目指す姿勢と、古都とそれを取り巻く景観の保存を志向する姿勢とは、相互に二律背反的な位置づけになることが少なからずございます。しかし、両者を積極的に相互補完化し、保存を開発にいかにかに利活用するか、併せて、開発を保存にいかにかに利活用するかという、複眼的視座を踏まえた法律、政策、事業、あるいは手続きを適切に組み合わせるアプローチが、実は肝要であるとの意を、本日のお話を伺いながら強く致しました。

【委員長】 ありがとうございます。

そろそろ予定の時間がまいておりますので、2回までに少し時間がございまして、いろいろお気づきの点とか、今日言いそびれたということは、ご遠慮なく事務局にお話しただいて、次回については、おそらくフリートーキングに近い部分から、徐々に少しいろいろな議論をしていくという、まだ2回目は過渡期だろうと思っておりますので、2回目もまたできる限り、委員の多数の方がご参加できる日を選定されると思っておりますので、また、いろいろお知恵拝借したいと思っております。

ということで、今日はフリートーキングということにして、何も集約はしておりませんが、多分、一、二回、こういう感じだと思いますので、場合によっては事務局から、今回は期待しているのはここであるので、これについてはということも出るかもしれませんし、そこら辺は進行を見ながらということにさせていただきたいと思っております。それから、一応、ケーススタディしてみようかという、せっかくのご提案もありますので、その場合には、やはり、場合によっては前泊が必要となる場所もあるかと思っておりますので、実行されるかどうか、事務局で早目にご判断いただいて、早目に日程調整ということをぜひお願いしたいと思っております。せっかくこういうご提案をいただいているので。

また、各委員の方々から、ぜひご希望とかあれば言っていたら、私のほうと事務局でご相談して、受け入れといたしますか、一応こういう趣旨の審議会で行きますと、やはり現地の自治体の方々も、それなりの受け入れを含めて、やや緊張感といたしますか、大変だということもあると思っておりますので、そういう面での受け入れ可能かどうかという場所もあるかと思っておりますので、せっかくですから、少し実施する方向でご検討いただければと思います。

では、事務的なものも含めて、最後に、何かございましたら事務局からよろしくお願ひしたいと思っております。

**【事務局】** それでは、今、ご審議いただいたように、次回の委員会の日程でございませうけれども、現在のところ、8月を予定して、また別途、日程調整をさせていただいた上で開催日を決定したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、その際、本日いろいろいただきました課題等につきまして、また別途、資料も整理させていただきたいと思っておりますので、その際にまた議論を引き続きお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

**【委員長】** では、これで終わりにしたいと思っております。次回以降よろしくお願ひいたし

ます。

では、本日はどうもありがとうございました。

— 了 —